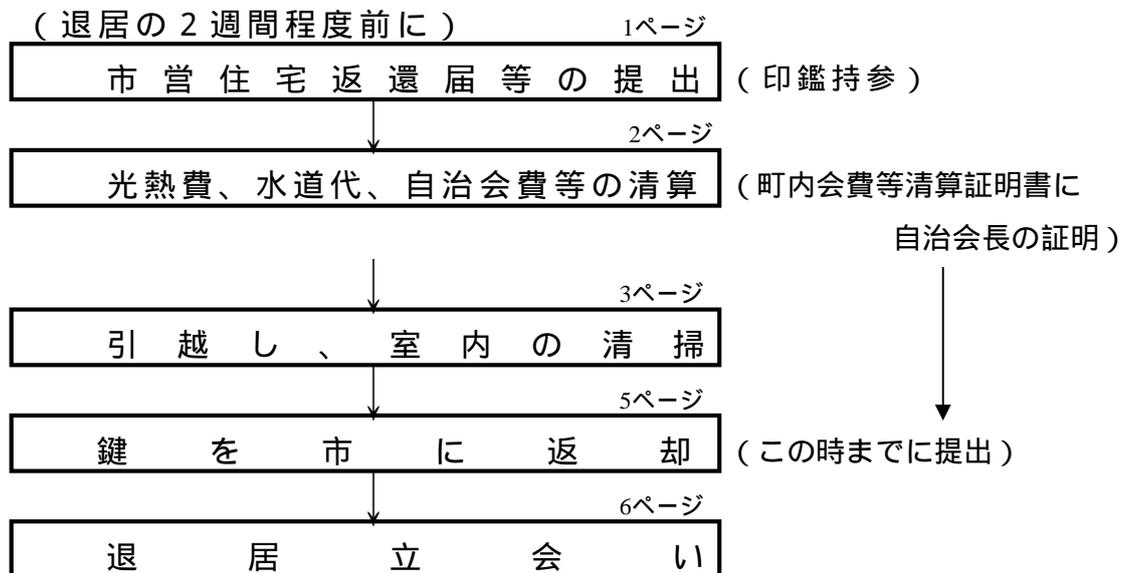


# 退居のしおり

市営住宅を退居する場合、次の手続きが必要です。



## 市営住宅返還届等の提出

市営住宅から引越する予定日の2週間程度前に、印鑑と市営住宅入居時に納めていただいた敷金の領収証書(紛失した場合は結構です)を持って、市役所4階の市営住宅課までご来庁ください。

市営住宅返還届等の書類にお名前等の記入、印鑑を押印していただき、その場で提出していただきます。

また、この時、町内会費等清算証明書をお渡しいたしますので、自治会費や水道代を清算し、団地管理人(自治会長さん等)に清算の証明をもらってください。

この証明書は、退居立会い時まで(同日でも結構です)ご提出ください。

## 光熱費、自治会費等の清算

光熱費や自治会費等の清算は、各自が責任を持って行なってください。  
各団地別の主な手続き先は、以下のとおりです。

### (1) 電 気

北陸電力 お客様センター 0120 - 77 - 6453

### (2) ガ ス

月見、江端、福(A・B・C・E・G棟)、加茂、立矢、  
明里(3・4号館、簡二)、東安居、新田塚、経田、御幸

(都市ガス) 福井都市ガス(株) 43 - 6801

新保(A・B棟)、上野、森田東

(プロパンガス集中) クリーンガス福井 35 - 5380

淵、社(1~5号館)

(プロパンガス集中) 福井都市ガス(株) 43 - 6801

福(1~5号館)

(プロパンガス集中) (株)リビック福井 56 - 1763

上記以外の団地 (プロパンガス単独) 各契約会社へ

### (3) 水 道

福井市上下水道局 上下水お客様センター 20 - 5621

### (4) 固 定 電 話

設置してある住宅

NTT西日本 116 (固定電話から)

0800 - 2000116 (携帯電話から)

## 引越し、室内の清掃

### .....室内等の清掃.....

引っ越しが済みましたら、各部屋や台所、お風呂、トイレなどの水廻り、換気扇、ベランダ等の掃除をお願いします。特に換気扇は汚れていますので、念入りをお願いします。また、室内の壁紙がビニールクロスの場合、軽い汚れは、中性洗剤を薄めたぬるま湯で拭いていただくと汚れが取れる場合があります。汚れているビニールクロスは、張り替えが必要となり、個人負担にもなります。ご協力をお願いします。

### .....ゴミの処理.....

引っ越しで出た不用品は、できるだけリサイクルをお願いします。

また、ゴミステーションに出せない粗大ゴミは、次の所で各自が処分してください。（有料です）また、受け取れないものもあるので、事前に各センターまでお問い合わせください。

- ・ 燃やせるもの 市クリーンセンター(寮町50-41) 53 - 8999
- ・ 燃やせないもの 市収集資源センター(南江守町2-1) 35 - 0052

### .....設備機器等の撤去.....

各自が取り付けした居室の照明器具、ガス器具、エアコン、網戸、カーテン、配線等は、必ず撤去してください。撤去されない場合は、撤去費をいただきます。

また、自転車小屋の自転車につきましても撤去してください。

### .....住所変更等の届け出.....

市役所の市民課（1階）または各連絡所で、住所変更の手続きを行ってください。

また、住所変更の届け出は、住所を届けてあるところすべてに必要ですが、特に、郵便局へは、必ず移転通知の手続きをしてください。団地住宅宛の郵便物を新住所に転送してもらえます。

（主な手続き先については、次頁を参考にしてください）

## 退居に伴う各種届出等

届出先	内容	備考	チェック
市役所、役場	転出、転入届		
	印鑑登録変更	印鑑登録カードと実印	
	国民健康保険	保険証	
	国民年金	年金手帳	
	各種福祉手当	(乳児、児童、老人医療、障害者等)	
	上下水道		
	～ 125cc までのバイク		
教育委員会	学校の転校		
勤務先	住所変更届	保険証、年金手帳	
年金事務所	厚生年金	年金手帳（年金受給者）	
各種共済組合	共済年金	年金手帳（年金受給者）	
旧、新の各学校	住所変更届		
郵便局	転居届		
N T T	電話変更	116番へ電話	
携帯電話等	住所変更		
北陸電力等	電気	契約している電気会社へ電話	
ガス配給会社	ガス		
N H K 等	各テレビ		
銀行等	口座住所等	通帳等	
警察署	運転免許証	運転免許証、住民票、写真	
陸運事務所	車の登録変更	住民票、車検証、車庫証明	
保険会社	各種保険		
信販会社	クレジットカード		
通販会社	カタログ送付		
知人、親戚等	住所変更挨拶		
各販売店	新聞、牛乳等		

## 鍵を市に返却 (市役所4階 市営住宅課へ)

### .....鍵等の返却.....

引っ越し、住宅の清掃等が終わりましたら、次のものを持って、市役所本館4階 市営住宅課までご来庁ください。

- (1) 住宅の玄関の鍵  
(お渡しした鍵は、2本ですが、スペアキーを作った時はその鍵も)
- (2) 使用していた倉庫や住宅の窓の鍵(お渡しした住宅のみ)
- (3) パイプスペースの鍵(お渡しした住宅のみ)
- (4) 町内会費等清算証明書(事前でも結構です)

鍵をお持ちいただいた際に、退居立会いの日程を決めます。

立会いは、平日の午前10時からと午後2時から、いずれかの時間帯を選んでいただきます。

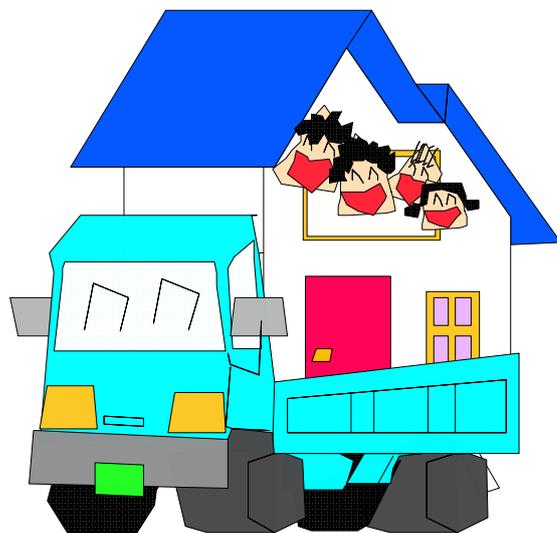
土、日曜日、祝日など市の休業日や時間外は、行っておりませんのでご了承ください。

### .....家賃について.....

家賃は、鍵を返していただいた日までかかります。(日割りの家賃)

当月分の日割り家賃は、退居立会い以後に、清算します。

前月までの家賃は、退居までに納入してください。



## 退居立会い

退居立会いに要する時間は、30分から1時間です。  
内容は、つぎのとおりです。よろしくお願いいたします。

- ( ) 電気、ガス、水道などが事業者等により切っているか確認します。
- ( ) 忘れ物や撤去の必要な物がないか確認します。
- ( ) 退居修繕費等とそのうちの個人負担分の算定を行います。  
(老朽化によるものは、個人負担とはなりません)
- ( ) 個人負担分の修繕費等と退居月の日割り家賃を加算し、ここから敷金を差引きします。敷金に残額が生じた場合は後日、口座にお返しします。
- ( ) 水廻り等設備関係や建具など住宅での生活上不具合なところがあれば、お伺いしますので申し出てください。

### 【参考】 退居修繕費の個人負担分について

#### 畳

表替え、裏返しまたは新調（畳や汚れの程度により）の単価にそれぞれ畳枚数

#### 障子、ふすま

それぞれの張替単価に張り替えるふすま枚数

#### クロス、塗装

たばこのヤニ、汚れ、破れなど原状回復にかかる費用を算定します。

#### その他、特に修繕を要する部分

建具の破損、壁天井の下地ボードの破損、ガラスの破損、その他設備機器等の破損、未撤去物の撤去費、増改築物の未撤去の撤去費用は、その都度算定し、個人負担していただきます。

代表的な修繕の単価は、次頁のとおりです。

退居時修繕費 個人負担分算出表

項 目	修 繕 内 容	数 量	単 位	単 価	金 額
畳	表替え	破損部分	帖		
	裏返し		帖		
	新調		帖		
ふすま	片面張替(90cm)	破損部分	枚		
	両面張替(90cm)		枚		
	天袋張替(90cm)		枚		
	片面張替(135cm)		枚		
	天袋張替(135cm)		枚		
障子	張替	破損部分	枚		
クロス	張替	破損部分	m <sup>2</sup>		
壁	補修	破損部分	式		
天井	補修	破損部分	式		
ガラス	フロート板	破損部分	m <sup>2</sup>		
	型板		m <sup>2</sup>		
	網入りガラス		m <sup>2</sup>		
塗装	V E P 塗り	破損部分	m <sup>2</sup>		
その他	室内清掃		式		
	不用品撤去処分		個		
				単価は総額表示(税込)	
				数量は修繕範囲内	
計					
家賃				(日割家賃)	
敷金				(お預かりしている敷金)	
差引き				(お支払いいただく金額)	